

●返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により求人者が採用した求職者が求人者に出社する前または出社した後、明らかに求職者本人の責により解雇に該当した場合、または求職者本人の都合により出社後3ヵ月未満で退職した場合、弊社は求職者に関して受領した紹介手数料のうち、次の金額を求人者に返還するものとします。

なお、求人者の責による退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職の場合、本制度は適用されません。

- (1) 1ヶ月未満に自己都合退職等をした場合 - 報酬の80%を返還
- (2) 3ヶ月未満に自己都合退職等をした場合 - 報酬の50%を返還